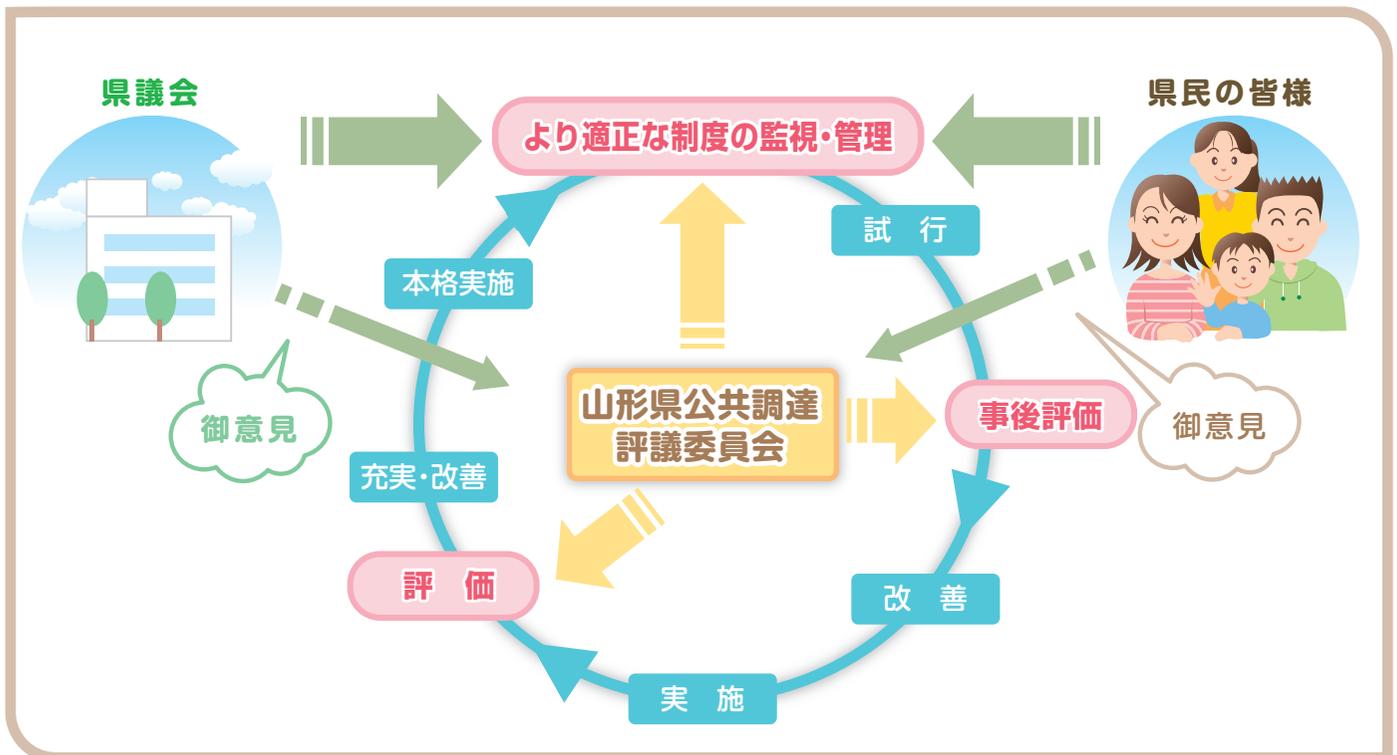


# 入札契約制度改善プロセスにおける「PDCAサイクル」



## 「PDCAサイクル」について

### ■ Plan-Do-Check-Act

- 1 新たな制度や仕組みを導入するにあたっては、山形県公共調達基本条例の基本理念に照らし合わせ、どのような影響が出るかを予測しながら実施しなければなりません。その際、その影響が大きく、しかも不確定要素があるような場合には、段階的に制度を拡充することとし、第一段階の**試行**を実施します。
- 2 その後、導入した制度や仕組みによる影響について、入札事務のみならず建設業全体の諸指標なども参考にしながら、十分に事後評価を行います。その際には、山形県公共調達評議委員会にも状況を報告し、**事後評価**していただきます。
- 3 事後評価の結果を反映した**改善**措置を加えた後、第二段階として**実施**します。その影響についても、山形県公共調達評議委員会において**評価**を行った後、本格実施に移行していきませんが、評価の結果によっては、さらに**充実・改善**を加えたうえで**本格実施**することになります。
- 4 また、本格実施後の制度に対して、さらに新たな制度や仕組みを導入する場合にも、これらの改善プロセスを同じように繰り返すこととなります。
- 5 公共調達に係る入札契約制度のすべてについて、その運用状況を常に監視し、また、**監視**していただき、必要があれば少しずつ改善を図りたいと考えています。そのためには、単に各種データに頼るのではなく、関係各方面からきめ細かに意見を聞き、問題点と要望の把握を行うことが肝要であると考えていますので、**県民の皆様**も御意見やお気づきの点がありましたらお声を寄せていただき、**県議会**や行政と一緒に、山形県の入札契約制度を育てていただきたいと思います。